

目 次

はじめに - 緑の基本計画について -

1. 緑の基本計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
2. 芽室町緑の基本計画の目的と位置づけ・・・・・・・・・・・・・・ 3
3. 芽室町緑の基本計画の構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

序章 芽室町の概要と緑の現状

1. 芽室町の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
2. 芽室町の緑の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
3. 公園・緑地・河川の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
4. 4つの視点からの解析・評価・課題・・・・・・・・・・・・・・ 21

第1章 緑地の保全及び緑化の目標

1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
2. 緑の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
3. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
4. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
5. 計画のフレーム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
6. 計画の目標水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

第2章 緑地等の配置の方針

1. 系統別配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
2. 総合的な緑の配置計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3. 緑化重点地区について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44

第3章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

1. 利用者に合わせた公園緑地の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
2. 身近な公園緑地の新設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
3. 防災機能に配慮した公園緑地の整備・・・・・・・・・・・・・・ 61
4. 緑地や自然林の保全と活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
5. 自然を活用した河川環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
6. 緑による景観の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
7. 町民・事業者・行政が連携した、緑化の推進・・・・・・・・・・ 65

資料

1. 策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
2. 委員会の意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69
3. 緑地の整備目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 73

はじめに

- 緑の基本計画について -

1. 緑の基本計画とは

(1) 緑の基本計画策定の背景

わが国では、都市における緑を回復・保全して、自然と人間の共生の出来る、生活環境を形成することが、現在の最重要課題となっています。

このような状況の中で、都市の緑とオープンスペースの整備と保全に関する計画は、緑のマスタープランがあり、一定の役割を果たしてきました。一方、都市の緑化に関する計画としては、都市緑化推進計画が策定され、公共公益施設等の緑化に対し、その役割を果たしてきました。しかし、近年は、地域住民の日常生活における自然への要求はよりいっそう高まり、従来の、緑のマスタープランと都市緑化推進計画による政策だけではなく、地域に密着した計画が求められるようになりました。

以上のような経緯により、平成 6 年に都市緑地保全法が改正され、その中で市町村が策定する「緑の基本計画」（緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画）が制定されました。

(2) 緑の基本計画の特徴

緑の基本計画の特徴を整理すると、以下のようになります。

法律に根拠を置く計画である。

法律に基づいた計画であるということは、緑の基本計画のような、総合的な緑に関する計画が、国民的要請であるといえる。

市町村の緑とオープンスペースのすべてに関する計画である。

行政、民間、企業が協力して、緑のまちづくり計画の策定に取り組みやすくするために、総合的な計画となっている。

住民に最も身近な市町村が、策定主体となる計画である。

住民の意見を反映させることで、より現実的で有意義な計画としている。

計画内容の公表が義務付けられている。

公表することによって、より一層住民の理解と協力が得られるような、計画といえる。

2. 芽室町緑の基本計画の目的と位置づけ

(1) 芽室町緑の基本計画の位置づけ

芽室町では、第3期芽室町総合計画が、策定されており、芽室町の将来像を以下のように設定し、町づくりを行っています。

芽室町の将来像（第3期芽室町総合計画）

緑の風の中で

- 自然と人にやさしい町をめざして -

実現
に
向
け
た
5
つ
の
柱

- (1) 自然と人間が共生するまちづくり
- (2) 農業を核とした活力に満ちたまちづくり
- (3) 健康でおもいやりのあるまちづくり
- (4) うるおいのある快適なまちづくり
- (5) 個性豊かな人づくりと女性参加のまちづくり

今回策定された、芽室町緑の基本計画では、第3期芽室町総合計画を上位計画と位置づけます。

(2) 芽室町緑の基本計画策定の目的

芽室町緑の基本計画を策定することで、第3期芽室町総合計画の目標である、「自然と人にやさしい町をめざして、自然と人間が共生し、うるおいのある快適なまちづくり」を、住民の意見が反映された総合的な、緑の施策の面から推進していくことが、目的となります。

芽室町緑の基本計画の目的

「自然と人にやさしい町をめざして、自然と人間が共生し、うるおいのある快適なまちづくり」を、住民の意見が反映された総合的な、緑の施策の面から推進していく。

3 . 芽室町緑の基本計画の構成

芽室町緑の基本計画は、以下のような項目により構成されています。

はじめに - 緑の基本計画について -

計画策定の背景や目的について明確にし、計画の構成を説明します。

序章 芽室町の概要と緑の現状

芽室町の社会的・自然的条件や緑の現状を明らかにし、緑の基本計画の策定にあたっての課題を明確にします。

第1章 緑地の保全及び緑化の目標

計画の基本理念や基本方針などを示し、緑に対する具体的な目標水準等を明らかにします。

第2章 緑地等の配置の方針

計画の基本理念や目標水準をもとに、緑地等の配置についての方針を明確にします。

第3章 緑地の保全及び緑化推進のための施策

芽室町の緑地の保全や、緑化を推進するための具体的な施策を明らかにします。